

福津市景観条例施行規則  
(平成26年3月20日福津市規則第7号)

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 景観審議会 (第2条—第5条)
- 第3章 景観計画 (第6条)
- 第4章 行為の規制等 (第7条—第16条)
- 第5章 景観アドバイザー (第17条)
- 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木 (第18条—第23条)
- 第7章 景観協定 (第24条・第25条)
- 第8章 景観整備機構 (第26条—第28条)
- 第9章 雑則 (第29条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び福津市景観条例（平成26年福津市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観審議会

(景観審議会の組織)

第2条 条例第8条の規則で定める福津市景観審議会（以下「景観審議会」という。）を組織する委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は事業者の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の数は、13人以内とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 景観審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(会長等の選任等及び議事)

第3条 景観審議会に会長及び副会長各1人を置くものとし、その選出は委員の互選によ

る。

- 2 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 景観審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、市長が招集するものとする。
- 5 景観審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 景観審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 景観審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(景観審議会の運営)

第5条 この章に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

### 第3章 景観計画

(軽微な変更)

第6条 条例第12条の規則で定める軽微な変更は、景観計画に記載のある事項について行う次に掲げる変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い必要となる形式的な変更
- (2) 地域、施設、組織等の名称の変更に伴い必要となる形式的な変更
- (3) その他景観計画の実質的な内容に影響を及ぼさない形式的な変更

### 第4章 行為の規制等

(事前協議の方法)

第7条 条例第14条の規定による協議は、事前協議書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の協議書には、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

(行為の届出等)

第8条 条例第15条の規定による届出は、行為の届出書(様式第2号)によるものとする。

- 2 法第16条第5項の規定による通知は、行為の通知書(様式第3号)によるものとする。
- 3 行為の届出書及び行為の通知書には、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号

に定める図書を添付しなければならない。ただし、法第16条第2項の規定による変更の届出のときは、当該変更に係る図書を添付するものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為 景観法施行規則第1条第2項各号に掲げる図書
- (2) 条例第16条第1号から第3号までに掲げる行為 次に掲げる図書
  - ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
  - イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
  - ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
  - エ その他参考となるべき事項を記載した図書
- (3) 条例第16条第4号に掲げる行為 景観法施行規則第1条第2項第1号イからハまでに掲げる図書、建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示したもの）で縮尺50分の1以上のものその他参考となるべき事項を記載した図書

4 前各項に規定する図書は、正副2部提出するものとする。

（適合の通知）

第9条 市長は、前条第1項の規定による届出に係る行為が、景観計画に定める行為の制限に適合すると認めるときは、その旨を適合通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（勧告）

第10条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（命令）

第11条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。

（特定届出対象行為の変更命令に係る期間延長の通知）

第12条 法第17条第4項の規定による通知は、処分期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

（身分証明書）

第13条 法第17条第8項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第8号）によるものとする。

（公表の手続）

第14条 条例第21条第1項の規定による公表は、市の広報又はホームページに掲載することにより行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定により意見を述べる機会を与える場合の手続は、次に定めるところによる。

(1) 市長は、前項の公表に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

ア 予定する公表の内容及び公表の根拠となる条例の条項

イ 公表の原因となる事実

ウ 意見書の提出先及び提出期限

(2) 前号の規定による通知を受けた者は、同号ウに定める提出期限までに意見書を提出することができる。

(行為の着手後の確認)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者が当該届出に係る行為に着手した後において、景観計画に定める行為の制限に引き続き適合しているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該届出をした者の同意を得て、当該行為の現場を確認することができる。

(完了届)

第16条 条例第22条の規定による届出は、行為完了届出書（様式第9号）に配置図及び完了後の状況を示す写真を添えて行うものとする。

## 第5章 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

第17条 景観アドバイザーは、条例第23条第1項の技術的指導、助言等として、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出の対象となる行為に係る技術的指導又は助言に関すること。

(2) 公共施設の整備に対する技術的指導又は助言に関すること。

(3) 市が行う景観の形成の取組に対する技術的支援又は助言に関すること。

(4) その他良好な景観の形成に関する技術的支援又は助言に関すること。

2 景観アドバイザーの人数は、4人以内とする。

3 景観アドバイザーの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案等)

第18条 法第20条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の提案又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要建造物等指定提案書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物等指定の提案に係る結果通知書（様式第11号）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知等)

第19条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書（様式第12号）により行うものとする。

2 法第21条第2項又は法第30条第2項の標識は、次に掲げる事項を表示したものとし、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 指定番号及び指定の年月日

（景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可）

第20条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物等現状変更許可申請書（様式第13号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、景観重要建造物等現状変更許可等通知書（様式第14号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知）

第21条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（様式第15号）により行うものとする。

（景観重要建造物等管理協定の認可の申請等）

第22条 法第36条第3項の認可の申請又は法第40条において準用する法第36条第3項の変更認可の申請は、景観重要建造物等管理協定（変更）認可申請書（様式第16号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に係る認可をしたときは、景観重要建造物等管理協定（変更）認可決定等通知書（様式第17号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第23条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届（様式第18号）により行うものとする。

## 第7章 景観協定

（景観協定の認可の申請等）

第24条 法第81条第4項の認可の申請は、景観協定認可申請書（様式第19号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に係る認可をしたときは、景観協定認可決定等通知書（様式第20号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（景観協定の変更又は廃止の申請等）

第25条 法第84条第1項又は法第88条第1項の認可の申請は、景観協定変更（廃止）認可申請書（様式第21号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請の認可をしたときは、景観協定変更（廃止）認可決定等通知書（様

式第22号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

## 第8章 景観整備機構

(景観整備機構の指定の申請等)

第26条 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書(様式第23号)により行うものとする。

2 市長は、法第92条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を景観整備機構指定決定等通知書(様式第24号)により申請者に通知するものとする。

(景観整備機構の名称等の変更の届出)

第27条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構変更届(様式第25号)により行うものとする。

(景観整備機構の指定の取消し)

第28条 法第95条第3項の規定による指定の取消しは、景観整備機構指定取消通知書(様式第26号)により行うものとする。

## 第9章 雑則

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">事前協議書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">福津市長様</p> <p style="margin: 5px 0;">届出者 住所 氏名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名</p> </div> <p style="margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="margin-top: 10px;">福津市景観条例第14条の規定により、関係図書を添えて次のとおり事前協議を申し上げます。</p>									
行為の場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">地名・地番</td> <td style="padding: 5px;">福津市 <span style="float: right;">番地</span></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">区域の別</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 福間駅東区域  <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域  <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1  <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2  <input type="checkbox"/> 上記以外の区域                 </td> </tr> </table>	地名・地番	福津市 <span style="float: right;">番地</span>	区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域				
地名・地番	福津市 <span style="float: right;">番地</span>								
区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域								
行為の種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 建築物の建築等      <input type="checkbox"/> 工作物の建設等                 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">目的</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 開発行為  <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更  <input type="checkbox"/> 木竹の伐採  <input type="checkbox"/> 物件の堆積  <input type="checkbox"/> 外観について行う照明                 </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明					
<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	目的								
<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明									
行為の期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">着手予定</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td>完了予定</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	着手予定	年	月	日	完了予定	年	月	日
着手予定	年	月	日						
完了予定	年	月	日						
他法令の許可等									
※受付年月日	※処理欄								

注1 該当の□内にチェックしてください。      2 ※欄には記入しないでください。

## 備考

添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

### 1 建築物の建築等又は工作物の建設等

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1/100以上）
- (4) 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺1/50以上）
- (5) 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

### 2 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）
- (4) 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

### 3 外観について行う照明

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- (4) 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺1/50以上）
- (5) 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

行為の届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 福津市長様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">届出者 住所 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">[</span> 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 <span style="font-size: 2em;">]</span> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">電話番号</div> <p style="margin-top: 20px;">景観法第16条（第1項・第2項）の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。</p>		
行為の場所	地名・地番	福津市 <span style="float: right;">番地</span>
	区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的
行為の期間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日
他法令の許可等		
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	※勧告又は変更命令の年月日

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物の建築等	用途 ( )				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
			届出部分	既存部分	計
	規	延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	模	高さ	m	m	m
	基準敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
□工作物の建設等	種類又は用途 ( )				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
			届出部分	既存部分	計
	規	築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	模	高さ	m	m	m
	長さ又は幅	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m <sup>2</sup>				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採				
	□その他 ( )				
	開発面積 m <sup>2</sup>				
□木竹の伐採	□伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
□物件の堆積	物件の種類 ( )				
	面積 m <sup>2</sup>		高さ m		
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ		m	
		建築物の延床面積		m <sup>2</sup>	
	□工作物について行う照明	工作物の種類 ( )			
		工作物の高さ		m	
		工作物の築造面積		m <sup>2</sup>	
	照明方法 ( )				
景観形成のため特に配慮した事項					

## 備考

1 添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

### (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1/100以上）
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺1/50以上）
- オ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

### (2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）
- エ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

### (3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺1/50以上）
- オ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

2 提出部数は、正副2部とする。

行 為 の 通 知 書		
福 津 市 長 様		年 月 日
通知者 所在地 団 体 名 電 話 番 号		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 印
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。		
行為の場所	地名・地番	福津市 <span style="float: right;">番地</span>
	区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的
行為の期間	着手予定                      年    月    日 完了予定                      年    月    日	
他法令の許可等		
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	※協議の年月日

注1 該当の□内にチェックしてください。      2 ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物の建築等	用途 ( )				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
			届出部分	既存部分	計
	規	延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	模	高さ	m	m	m
	基準敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
□工作物の建設等	種類又は用途 ( )				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
			届出部分	既存部分	計
	規	築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	模	高さ	m	m	m
	長さ又は幅	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m <sup>2</sup>				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採				
	□その他 ( )				
	開発面積 m <sup>2</sup>				
□木竹の伐採	□伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
□物件の堆積	物件の種類 ( )				
	面積 m <sup>2</sup>		高さ m		
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ		m	
		建築物の延床面積		m <sup>2</sup>	
	□工作物について行う照明	工作物の種類 ( )			
		工作物の高さ		m	
		工作物の築造面積		m <sup>2</sup>	
		照明方法 ( )			
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

1 添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1/100以上）
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺1/50以上）
- オ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）
- エ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2，500以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺1/50以上）
- オ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

2 提出部数は、正副2部とする。

様

福津市長



適合通知書

年 月 日付けで届出された行為については、景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めますので通知します。

また、景観法第18条第2項の規定に基づき、行為の着手制限に係る期間を短縮することを併せて通知します。

行為の場所	地名・地番	福津市 番地	
	区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		目的
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明		
行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日		
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
特記事項（条件等）			

様式第5号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

福津市長



勸告書

年 月 日付けで届出された行為については、景観計画に定める当該行為についての制限に適合していないので、景観法第16条第3項の規定に基づき、次のとおり必要な措置を取られるよう勸告します。

行為の場所	地名・地番	福津市	番地
	区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等		<input type="checkbox"/> 工作物の建設等
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
勸告の内容			

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

福津市長



命 令 書

年 月 日付で届出された行為については、景観計画に定める当該行為についての制限に適合していないので、景観法第17条（第1項・第5項）の規定に基づき、次のとおり必要な措置を取られるよう命じます。

行為の場所	地名・地番	福津市	番地
	区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
命令の内容			

様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

福津市長



処分期間延長通知書

年 月 日付で届出された行為については、景観法第17条第4項の規定に基づき、次のとおり同条第2項に規定する期間を延長しましたので通知します。

行為の場所	地名・地番	福津市	番地
	区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
延長する理由			

様式第8号 (第13条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
(写真) 縦 3cm× 横 2.5cm	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、景観法第17条第8項に規定する原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日		
福津市長		印

9cm

6cm

(裏)

景観法 (抜粋)
(変更命令等) 第17条 1～5 (略) 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工造物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
(原状回復命令等) 第23条 (略) 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
(原状回復命令等についての準用) 第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建築物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

様式第9号（第16条関係）

<p style="font-size: 1.2em;">行 為 完 了 届 出 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年    月    日</p> <p>福 津 市 長    様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住 所 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;"> <span style="font-size: 1.5em;">}</span>           法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名         </p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">電話番号</p> <p>福津市景観条例第22条の規定により、次のとおり行為が完了したことを届け出ます。</p>							
行為の場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">地名・地番</td> <td style="padding: 2px;">福津市</td> <td style="padding: 2px;">番地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">区域の別</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 福間駅東区域  <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域  <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1  <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2  <input type="checkbox"/> 上記以外の区域               </td> </tr> </table>	地名・地番	福津市	番地	区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域	
地名・地番	福津市	番地					
区域の別	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域						
行為の種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 建築物の建築等    <input type="checkbox"/> 工作物の建設等               </td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 開発行為  <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更  <input type="checkbox"/> 木竹の伐採  <input type="checkbox"/> 物件の堆積  <input type="checkbox"/> 外観について行う照明               </td> <td style="padding: 2px;">目的</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的		
<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等							
<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的						
届出年月日	年        月        日						
完了年月日	年        月        日						

(注) 添付書類

(1) 配置図

(2) 完了後の状況を示す写真

様式第10号（第18条関係）

<p>景観重要建造物等指定提案書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福 津 市 長 様</p> <p style="text-align: center;">提案者 住 所 氏 名</p> <div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> </div> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名             </div> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>景観法第 条第 項の規定により、次のとおり指定の提案をします。</p>	
提案に係る建造物 又は樹木の所在地	福津市 番地
提案に係る建造物の名称 又は樹木の樹種	
提案に係る建造物又は樹 木の所有者の住所・氏名	住所 氏名
提案に係る建造物の外観 又は樹木の樹容の特徴及 び提案理由	

（注）添付書類

- (1) 当該提案に係る建造物の建物及び敷地の登記事項証明書又は樹木が存する土地の登記事項証明書
- (2) 当該建造物の敷地及び位置又は当該樹木が存する土地及び当該樹木の位置並びにその周辺の状況を示す縮尺 2500 分の 1 以上の図面
- (3) 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物又は当該樹木の写真
- (4) 当該建造物又は当該樹木を所有権その他の権利に基づいて占有する者（当該提案に係る所有者を除く。）の同意の状況が分かる書面

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

様

福津市長



景観重要建造物等指定の提案に係る結果通知書

年 月 日付で提出された景観重要建造物等指定の提案については、下記の理由により 景観重要建造物 景観重要樹木 に指定しないこととしましたので通知します。

提案に係る建造物 又は樹木の所在地	福津市 番地
提案に係る建造物の名称 又は樹木の樹種	
提案に係る建造物又は樹 木の所有者の住所・氏名	住所 氏名
提案に係る建造物 又は樹木を指定しない こととした理由	

様式第12号（第19条関係）

年 月 日

様

福津市長



景観重要建造物等指定通知書

景観法 第19条第1項 第28条第1項 の規定により、景観重要建造物 景観重要樹木 に指定しましたので、同法

第21条第1項 第30条第1項 の規定により通知します。

指定番号及び 指定年月日	建・樹 第 号 年 月 日
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種	
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所在地	福津市 番地
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所有者	住所 氏名
指定理由となった建造物の外観 又は樹木の樹容の特徴	
(景観重要建造物のみ) 景観法第19条第1項の景観重 要建造物と一体となって良好な 景観を形成している土地その他 の物件の範囲	

様式第13号（第20条関係）

景観重要建造物等現状変更許可申請書	
年 月 日	
福津市長様	
提案者 住所 氏名	
印	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕	
電話番号	
景観法第 条第 項の規定により、次のとおり現状変更の許可申請をします。	
指定番号及び指定年月日	建・樹 第 号 / 年 月 日
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種	
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所在地	福津市 番地
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所有者	住所 氏名
現状変更の内容	行為の種類 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 景観重要建造物の除却 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木の伐採又は移植
	変更理由
行為の期間	着手予定 年 月 日
	完了予定 年 月 日

(注) 添付書類

- (1) 当該申請に係る景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の設計仕様書及び設計図又は景観重要樹木の伐採若しくは移植の施工方法を明らかにする図面
- (2) 当該景観重要建造物の敷地及び位置又は当該景観重要樹木が存する土地及び当該景観重要樹木の位置並びにその周辺の状況を示す縮尺 2500 分の 1 以上の図面
- (3) 当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
- (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第14号（第20条関係）

年 月 日

様

福津市長



景観重要建造物等現状変更許可等通知書

年 月 日付けで提出された景観重要建造物等の現状変更の許可申請について  
は、下記のとおり 許可する 許可しない こととしましたので通知します。

指定番号及び指定年月日	建・樹 第 号 / 年 月 日
提案に係る建造物の名称 又は樹木の樹種	
提案に係る建造物 又は樹木の所在地	福津市 番地
提案に係る建造物又は樹 木の所有者の住所・氏名	住所 氏名
許可に必要な条件 又は許可しない理由	
その他特記事項	

様式第15号（第21条関係）

年 月 日

様

福津市長



景観重要建造物等指定解除通知書

景観法 第27条第1項又は第2項 第35条第1項又は第2項 の規定により、景観重要建造物 景観重要樹木 の指定を解除し

たので、同条第3項の規定により通知します。

指定番号及び指定年月日	建・樹 第 号 / 年 月 日
解除に係る建造物の名称 又は樹木の樹種	
解除に係る建造物 又は樹木の所在地	福津市 番地
提案に係る建造物又は樹 木の所有者の住所・氏名	住所 氏名
指定解除年月日	年 月 日
指定解除の理由	
その他特記事項	

様式第16号（第22条関係）

景観重要建造物等管理協定（変更）認可申請書 年 月 日 福津市長様 提案者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span> 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕 電話番号 景観法 第36条第3項 第40条 の規定により、次のとおり管理協定の 認可 変更認可 を申請 します。	
管理協定名称	
管理区域の地名又は地番	福津市
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種	
管理の方法に関する事項	
管理協定期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
管理協定に違反した場合の措置	
その他特記事項 （変更理由等必要に応じて記入）	

- (注) 1 該当する根拠法令及び認可方法のいずれかに○を付けること  
 2 添付書類  
 (1) 協定書（変更の場合にあつては、変更後の協定書）  
 (2) その他市長が必要と認める書類

様式第17号（第22条関係）

年 月 日

様

福津市長



景観重要建造物等管理協定（変更）認可決定等通知書

年 月 日付で申請のあった管理協定の <sup>認可</sup> <sub>変更認可</sub> について、下記のとおり認可する <sup>認可する</sup> <sub>認可しない</sub> こととしましたので通知します。

協定の名称	
認可番号	第 号
認可（不認可）年月日	年 月 日
(不認可の場合) 理由	
その他特記事項	



様式第19号（第24条関係）

景観協定認可申請書

年 月 日

福 津 市 長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

電話番号

景観法第81条第4項の規定により、次のとおり申請します。

協定の概要	景観協定名称		
	協定事項		
	有効期間	年間	
	違反した場合の措置		
		景観協定区域	景観協定区域隣接地
区域の地名地番	福津市		福津市
面積	㎡		㎡
景観計画に規定する区域区分	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域	<input type="checkbox"/> 福間駅東区域 <input type="checkbox"/> 津屋崎千軒区域 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域1 <input type="checkbox"/> 新原・奴山古墳群眺望区域2 <input type="checkbox"/> 上記以外の区域	
都市計画及びその他の地域地区等（建築協定、緑化協定等）			
土地所有者等の人数	土地の所有者 （うち共有者）	(            人 )	(            人 )
	借地権を有する者 （うち共同借地権者）	(            人 )	(            人 )
	景観法第91条に規定する借主等	人	人
	合 計	人	人

- (注) 1 該当する□にレ印を付けること  
 2 景観協定区域隣接地を定める場合は、該当事項を記入すること  
 3 添付書類  
 (1) 協定書  
 (2) 景観協定締結理由書  
 (3) 景観協定区域及び景観協定区域隣接地を表示する図書  
 (4) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書及び所有者等の一覧表  
 (5) 所有者等の合意の状況が分かる書類  
 (6) その他市長が必要と認める書類

様式第20号（第24条関係）

年 月 日

様

福津市長



景観協定認可決定等通知書

年 月 日付けで申請のあった景観協定の認可については、下記のとおり  
認可する  
認可しない こととしましたので通知します。

協定の名称	
認可番号	第 号
認可（不認可）年月日	年 月 日
(不認可の場合) 理由	
その他特記事項	

様式第21号（第25条関係）

景観協定変更（廃止）認可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div>	
福 津 市 長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     申請者 住 所                      氏 名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>                      〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕                      電話番号                 </div>	
景観法 第84条第1項 の規定により、次のとおり景観協定について 変更 の認 第88条第1項 廃止 可を申請します。	
協定の名称	
認可番号 認可年月日	第 号 年 月 日
変更内容 又は 廃止の理由	

(注) 1 該当する根拠法令及び変更・廃止のいずれかに○を付けること

2 添付書類

【変更の場合】

- (1) 変更後の景観協定書
- (2) 景観協定区域を表示する図面（協定区域を変更した場合に限る。）
- (3) 景観協定の変更が土地所有者等（景観協定の効力が及ばないものを除く。）の全員の合意によることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

【廃止の場合】

- (1) 景観協定の廃止が土地所有者等（景観協定の効力が及ばないものを除く。）の過半数の合意によることを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 2 号 (第 2 5 条関係)

年 月 日

様

福津市長



景観協定変更（廃止）認可決定等通知書

年 月 日付けで申請のあった景観協定の 変更 廃止 の認可については、下記の  
とおり 認可する 認可しない ことに決定しましたので通知します。

協定の名称	
変更（廃止）する 認可番号	第 号
変更（廃止）の 認可（不認可）年月日	年 月 日
(不認可の場合) 理由	
その他特記事項	

様式第 2 3 号 (第 2 6 条関係)

景観整備機構指定申請書	
年 月 日	
福 津 市 長 様	
申請者 所在地 名 称 代表氏名 電話番号	
印	
景観法第 9 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。	
法人の種別	<input type="checkbox"/> 一般社団法人 <input type="checkbox"/> 一般財団法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人
予定業務の 該当項目	景観法第 9 3 条 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号 <input type="checkbox"/> 第 4 号 <input type="checkbox"/> 第 5 号 <input type="checkbox"/> 第 6 号 <input type="checkbox"/> 第 7 号
予定業務の概要	(Blank space for summary of planned business)

(注) 1 該当する□にレ印を付けること

2 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 役員 of 住所及び氏名並びに略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担表を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 申請時の事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第24号（第26条関係）

年 月 日

様

福津市長



景観整備機構指定決定等通知書

年 月 日付で申請のあった景観整備機構の指定については、下記のとおり  
指定する ことに決定しましたので通知します。  
指定しない

法人の名称	
法人の住所及び 事務所の所在地	(1) 住所  (2) 事務所所在地
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
(指定しない場合) 理由	
その他特記事項	



様式第26号（第28条関係）

年 月 日

様

福津市長



景観整備機構指定取消通知書

景観法第92条第1項の規定による景観整備機構の指定について、同法第95条第4項の規定により下記のとおり取り消したので通知します。

法人の名称	
指定番号及び指定年月日	第 号 / 年 月 日
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
その他特記事項	